第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び含む基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課等における平素の業務】

■ 本庁

部局名	平素の業務		
	1	国民保護協議会の運営に関すること。	
	2	国民保護対策本部及び補佐部に関すること。	
	3	国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関すること。	
	4	国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること。	
	5	庁舎の管理、運用、調査に関すること。	
	6	車両の配車及び緊急調達に関すること。	
	7	防災行政無線及び消防無線に関すること。	
	8	LGWAN、庁内LAN等の保全に関すること。	
	9	国民保護関係文書の総括処理に関すること。	
総務課	10	国民保護措置の準備に関すること。	
(補佐部)	11	国民保護措置の実施に要する物品の調達に関すること。	
	12	警報の伝達等、避難の指示の伝達等及び緊急通報の伝達等に関すること。	
	13	避難実施要領の策定に関すること。	
	14	避難施設の指定に関すること。	
	15	災害時要援護者の避難支援プランに関すること。	
	16	特殊標章の交付に関すること。	
	17	各部からの被害報告の取りまとめ及び県への被害報告に関すること。	
	18	職員の服務、給与に関すること。	
	19	国民保護措置に従事する職員の応急食料に関すること。	
	20	町議会(臨時議会)に関すること。	
	21	その他、他の部に属さない事務に関すること。	
議会事務局	1	報道機関に対する各種情報の公表に関すること。	
(報道部)	2	各部からの情報収集に関すること。	

交通政策室	生活交通路線の確保に関すること。			
(交通部)	災害用自動車の通行許可に関すること。			
	1 災害の記録、資料の収集整理に関すること。			
	2 災害広報、統計に関すること。			
企画財政課	3 人員、物資の輸送に関すること。			
(広報記録部)	4 町有財産に関すること。			
(八乙 北 日 7 次 日 1)	5 国民保護関係予算の措置に関すること。			
	6 災害復旧に関する国、県その他の機関に対する要望に関すること。			
	7 災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県等との連絡に関すること。			
	1 町税等の賦課・徴収に関すること。			
	2 災害時の気象情報及びダム情報等の総括に関すること。			
税務課	3 災害時の各種情報の収集、伝達に関すること。			
(情報調査部)	4 緊急災害電話に関すること。			
	5 災害時の被害情報調査に関すること。			
	6 災害による町税等の納税猶予及び減免措置に関すること。			
	1 避難所の開設、運営及び安否情報の収集に関すること。			
	2 被災者の名簿の作成に関すること。			
	3 食糧及び日常生活必需品並びに資機材の調達、輸送及び配分に関すること。			
A-ロルバ==	4 救援物資の受領及び保管並びに配分等に関すること。			
住民生活課	5 死体の処理及び埋火葬に関すること。			
(避難対策部)	6 行旅病人、死亡人及び棄児に関すること。			
	7 人権及び国際人道法に関すること。			
	8 外国人に対する広報、避難、救援に関すること。			
	9 り災証明書の発行に関すること。			
旧本本中部	1 保育所(園)施設の災害対策、被害調査に関すること。			
児童育成課	2 保育児童の避難誘導及び救護に関すること。			
(保育部)	3 非常時の保護者等との連絡調整に関すること。			
観光交流課	1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。			
(観光交流部)	2 観光客の保護対策及び被害調査に関すること。			
	1 農地、農林水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。			
	2 商工業関係の災害対策及び被害調査に関すること。			
	3 農産物の災害対策及び被害調査に関すること。			
産業振興課	4 家畜、畜産物関係の災害対策及び被害調査に関すること。			
(産業振興部)	5 山林関係(町有林を含む。)の災害対策及び被害調査に関すること。			
	6 主要食糧及び生鮮食料品の確保並びに生産地との連絡に関すること。			
	7 被災農林漁業者及び被災商工業者に対する災害資金等の融資に関すること。			
	8 生活関連物資等の価格の安定に関すること。			
	1 道路交通の確保に関すること。			
建設課	2 道路、橋梁等の災害対策及び被害調査に関すること。			
(技術工作部)	3 河川、堤防等の災害対策及び被害調査に関すること。			
	4 危険箇所の巡視及び被害報告に関すること。			
II.				

	5	道路交通規制に関すること。
	6	災害応急対策用資器材の調達に関すること。
Z ab ⇒∩.≑⊞	7	町有建造物の応急復旧に関すること。
建設課	8	町営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。
(技術工作部)	9	仮設住宅に関すること。
	10	建設関係団体に協力を求めること。
	11	建築制限、緩和に関すること。
	1	水道施設の災害対策及び復旧に関すること。
上下水道課	2	飲料水の確保及び供給に関すること。
(上下水部)	3 下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。	
	4	仮設トイレの設置に関すること。
III WHI 🖶	1	災害救助費用の出納に関すること。
出納室	2	災害時の資金調達に関すること。
(出納部)	3	義援金の受領、保管及び配分に関すること。

■ 支所

■ 文別			
部局名	平素の業務		
	1 支部長の指揮命令の伝達に関すること。		
	2 支部各部との連絡及び総合調整に関すること。		
	3 補佐部との連絡及び調整に関すること。		
	4 支部国民保護措置の総括に関すること。		
	5 支部要員の初期動員に関すること。		
	6 防災行政無線及び消防無線の運営に関すること。		
	7 車両の配車に関すること。		
	8 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関すること。		
	9 避難者、り災者の名簿作成に関すること。		
住民生活課	10 食糧及び日常生活必需品並びに資機材の調達、輸送及び配分に関すること。		
(避難対策・救	11 救援物資の配分保管及び配分等に関すること。		
護防疫部)	12 災害応急対策に従事する職員の応急食料に関すること。		
6岁77又117	13 り災証明書の発行に関すること。		
	14 支部災害救助活動の総括に関すること。		
	15 衛生材料、医薬品の輸送及び配分に関すること。		
	16 社会福祉施設の災害対策、被害調査に関すること。		
	17 防疫対策に関すること。		
	18 ごみ及びし尿の収集等連絡調整に関すること。		
	19 公害発生防止及び対策に関すること。		
	20 被災者の生活相談及び援助に関すること。		
	21 災害弔慰金及び支援補助金の支給に関すること。		
	22 その他支部各部の所管に属さないこと。		
	1 道路交通の確保に関すること。		
	2 道路、橋梁等の災害対策及び被害調査に関すること。		
	3 河川、堤防等の災害対策及び被害調査に関すること。		
→ ₩ 7 + ,=n,=m	4 危険箇所の巡視及び被害報告に関すること。		
産業建設課	5 道路交通規制に関すること。		
(技術工作・産	6 災害応急対策用資器材の確保、調達に関すること。		
業観光部)	7 町有建造物の応急復旧に関すること。 8 町営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。		
	8 町呂住宅の灰青刈束及の飲青調査に関すること。 9 仮設住宅に関すること。		
	9 仮設住宅に関すること。 10 建設関係団体に協力を求めること。		
	10 建設関係団体に協力を求めること。 11 水道施設の災害対策及び復旧に関すること。		
1	11 小坦旭収収火吉刈界及り後旧に関すること。		

	12	飲料水の確保及び供給に関すること。			
13 下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。					
	14 農地、農林水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。				
産業建設課	15	観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。			
(技術工作・産	16	商工業関係の災害対策及び被害調査に関すること。			
業観光部)	17	農産物の災害対策及び被害調査に関すること。			
	18	家畜、畜産物関係の災害対策及び被害調査に関すること。			
	19	山林関係(町有林を含む。)の災害対策及び被害調査に関すること。			
	20	被災農林漁業者及び被災商工業者に対する災害資金等の融資に関すること。			

■ 福祉事務所

部局名	平素の業務		
福祉事務所 福祉課 (救護防疫部)	1 災害救助活動の総括に関すること。 2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関すること。 3 災害時要援護者の避難支援に関すること。 4 衛生材料、医薬品の調達、輸送及び配分に関すること。 5 社会福祉施設の災害対策、被害調査に関すること。 6 日赤、その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 7 防疫対策に関すること。 8 ごみ及びし尿の収集等連絡調整に関すること。 9 公害発生防止及び対策に関すること。 10 被災者との生活相談及び援助に関すること。 11 災害弔慰金及び支援補助金の支給に関すること。 12 ボランティア活動の支援、ボランティアニーズの把握及びボランティアセンターに関すること。		

■ 保健・医療・福祉統括センター

部局名	平素の業務			
健康づくり課 (保健予防部)	1 保健施設の災害対策、被害調査に関すること。 2 被災者の健康診査及び保健指導に関すること。 3 被災者の精神衛生に関すること。 4 負傷者の把握に関すること。 5 災害時の住民の健康管理に関すること。 6 避難所における衛生保持に関すること。 7 感染症の予防及び予防接種に関すること。			

■ 病院

部局名	平素の業務			
	1 医療施設の災害対策、被害調査に関すること。			
	2 患者の避難誘導に関すること。			
加計病院	救護所の設置及び救護班の編成に関すること。			
戸河内病院	4 災害対策用医療品、医療資器材の調達に関すること。			
(救護部)	5 患者の移送措置に関すること。			
	6 災害時の急患の手当、医療及び助産に関すること。			
	7 医療救護機関の動員に関すること。			

■ 教育委員会

■ 祝月女兵	14				
部局名	平素の業務				
	1	学校教育施設の被害対策、被害調査に関すること。			
	2 園児・児童・生徒及び教職員の避難指示に関すること。				
	3 災害時の保護者等との連絡調整に関すること。 4 教育施設の緊急使用(避難所の開設及び運営の協力)に関すること。				
学校教育課	5	教職員の動員に関すること。			
(教育・給食部)	6	6 り災児童生徒の就学奨励措置に関すること。			
	7	7 り災園児、児童及び生徒の授業に関すること。			
	8	3 り災園児、児童及び生徒に対する教科書及び学用品の供与に関すること。			
	9	給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。			
10 被災者及び災害救助活動従事者の炊き出しに関すること。					
光海湖	1	生涯学習施設の被害対策、被害調査に関すること。			
生涯学習課	2	文化財等の災害対策、被害調査に関すること。			
(救護連絡部)	3	災害救護活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。			

■ 消防団

<u> </u>				
部局名	平素の業務			
	1 消防団の出動に関すること。			
	2 水・火災等の災害現場及び災害救助活動に関すること。			
	3 危険箇所の警戒巡視に関すること。			
	4 災害警戒の広報及び指導に関すること。			
沙吐回夕如	5 消防・水防資機材の点検整備、輸送に関すること。			
消防団各部(消防部)	6 災害情報の収集及び報告に関すること。			
(相約部)	7 災害の拡大防止、復旧の応急措置に関すること。			
	8 住民に対する避難勧告、指示の伝達に関すること。			
	9 避難誘導、救助活動に関すること。			
	10 行方不明者の捜索、死体の収容に関すること。			
	11 市町消防相互応援に関すること。			

■ 共通

平素の業務

- 1 各部における動員に関すること。
- 2 災害関係情報の収集に関すること。
- 3 被害状況の調査に関すること。
- 4 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。
- 5 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。
- 6 他の部への応援・協力に関すること。
- 7 部の庶務に関すること。
- (備考) 1 本庁各課は、支所各課の事務について協力し応援するものとする。
 - 2 各支所における部は本庁及び各出先機関の該当部と連携し、この表による区分に従い事務を分掌するものとする。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに 町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	参集基準	役割	参集
事態認定前	国民保護 担当課体制	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる 可能性のある事案が発生するなどし、情報 収集等の対応が必要な場合で、総務課長が 必要があると認めた場合	情報収集	総務課の 職員
	国民保護	町内で武力攻撃事態等の認定に繋がる 可能性のある事案が発生するなどし、町長 が設置の必要があると認めた場合	情報収集、 応急対策、 予防対策	課長補佐以上 及び総務課の 職員
事態認定後	対策連絡室	国において武力攻撃事態等の認定が行 われたが、本町に対策本部設置の指定に係 る通知がない場合		
	国民保護 対策本部	本町に対策本部設置の指定に係る通知 があったとき	国民保護 措置の実施	全職員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長及び副本部長及び町対策本部員の代替職員】

	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
町対策本部長	助役	総務課長
町対策副本部長	総務課長	総務課主幹

(6) 職員の服務基準

町は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

消防本部は、町における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

担化场份	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)					
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)					
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)					
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1·3項、80条第1項、115条第1項、 123条第1項)	担当課総務課				
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)						
訴訟に関すること (法第6条、175条)						

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書編さん保存規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制 も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡 先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画と の整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に 関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

関係する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡 先、担当課等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

行政区及び自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の 周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組 織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保 護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等 のための施設及び設備の充実を図る。

その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常 通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通 信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信 手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行 う。

・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

設 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上 系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情 設 報収集体制の整備を図る。

- 備 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 面 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
 - ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を 図る。
 - ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が 絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
 - ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
 - ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画 を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、 消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
 - ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
 - ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に 他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
 - ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 障害者、外国人その他の情報の伝達に際し、援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手 が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及 び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・ 提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

施

用

丽

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理 及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留 意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、既に防災行政無線の整備を行っている町においては、デジタル化の推進や 可聴範囲の拡大を図るとともに、全国瞬時警報システムの整備に努める。

(3) 県警察との連携

武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、防災行政無線による通報訓練等様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が 期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施で きるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑤ 国籍
 - ⑦ ①~⑥ほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑧ 負傷疾病の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ① 連絡先その他必要情報
 - ② 親族・同居者への回答の希望
 - ③ 知人への回答の希望
 - ④ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民

(上記①~⑦に加えて)

- 15 死亡の日時、場所及び状況
- ⑥ 遺体が安置されている場所
- □ ①~⑦、⑤~⑪の親族・同居者・知人の者への回答の同意
- 18 死体の所在

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日	時(年	月	日	時	分)
① 氏名						
② フリガナ						24
③ 出生の年月日						
④ 男女の別						**
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	0.					**
⑥ 国籍						
② その他個人を識別するための情報						
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当					
⑨ 負傷又は疾病の状況						30
⑩ 現在の居所						28.0
① 連絡先その他必要情報						
② 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。		回答	を希望	置しない	N.	
⑤ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。		回答	を希望	貫しない	×	Î
④ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に 対する回答又は公表することについて、同意するかどう か○で囲んでください。		記念する 可意しな				
※ 備考						

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、 上記録~⑤の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の服会に対する回答に利用します。また、 国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。 さらに、配入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。 (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関
- 保者、近所の者及びこれらに類する者を指します。 (注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記に配入すること。 (注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式 (死亡住民)

		记入日時(年 月	E E	時	分)
0	氏名					
2	フリガナ					
3	出生の年月日					
(1)	男女の別					300
(5)	住所 (郵便番号を含む。)					
6	国籍					
7	その他個人を識別するための情報					
8	死亡の日時、場所及び状況		負傷	非該当		- W
9	遺体が安置されている場所					67
10	連絡先その他必要情報					-250
(I) 対	①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照 する回答することへの同意	会に		意する 意しない		**
*	備考		, jrg	ie u av		333

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の 保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの服会があれば回答するとともに、上記®の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の服会に対する回答に利用します。また。国民保護法上の教授(物 資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収 集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。 (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関
- 係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。 (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記に配入すること。 (注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご配入願います。

①の同意回答者名		連絡先		
同意回答者住所	- 22		続柄	

(注5) ①の回答者は、配偶者又は直近の直系規族を原則とします。

安否情報報告書

										報告日	時: 年	月日	時
										市町村	' 名:	担当者名	:
D氏名	②住所	③出生の年月 日	④男女の別	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	(8)負傷 (疾病 の該当)	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先 その他必要情 報	②親族・同居 者への回答の 希望	◎知人への回 答の希望	○親族・同居者・加入 以外の者への回答又 は公表の同意	備考
			,										
	3								in .				
									·				
	3.								i.				
	2								Dia Control				
									To the state of th				
	3												
											,		
	54.												
				i i		1							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。 3「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること

 - 1 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑩負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑪現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ②~⑥の希望又は同意欄には、安石情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入順います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある 場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじ め、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるととも に、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配 置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報 を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等 に基づいてあらかじめ把握する。

被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あら かじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年月日に発生した●●●による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分 安芸太田町

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 安芸太田町大字**番地(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃等災害の状況の概要

	Ĭ.	人的被害				被害	その他
市町名	死者	行方 不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
安芸太田町							
	Ü	ľ			1		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の 概況を一人づつ記入してください。

市町名	死亡の年月日	性別	年齡	概況
安芸太田町				
	*		*	
	*		*	
	di S	k 3	40	

(2) 担当者の育成

あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、県自治総合研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、警察の職員、 学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、行政区等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 行政区、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、 訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容 易となるよう配慮する。
- ⑤ 県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の 避難について、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業所からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業所の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら事業所の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関(教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援 を補助する場合にかんがみ、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、 自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、 避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供するなど県に協力する。 県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※「生活関連施設」とは、

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる 施設として国民保護法施行令で定める次の施設

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省,農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省,経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省,経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省,農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町が管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のと おり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、 整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替水源、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害 対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、 ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。